

イーゼスシステムに係る特別防衛秘密流出事案について

(概要)

1 はじめに

- 平成19年1月、護衛艦「しらね」の乗組員である2等海曹の自宅から、秘密の疑いのある情報を記録した外付HDが発見され、捜査の結果、19年12月、14年当時艦艇開発隊に所属していた3等海佐がイーゼスシステムに係る特別防衛秘密を漏洩した容疑で逮捕されるとともに、自衛官4名が書類送致。
- 流出の経緯等について明らかにするため、隊員への聞き取り調査や隊員が保有する私有PCに保存されているデータの確認・分析等を実施。
- 現時点までに調査が終了した事項についてとりまとめたものを報告するもの。

2 調査結果

(1) プログラム業務隊関連

- 流出した特別防衛秘密に該当する資料（以下、「イーゼス資料」という。）は、平成9年頃から12年頃までにかけて、イーゼスシステム等のプログラムの作成、維持管理等を担当する部隊であったプログラム業務隊（横須賀。現在の艦艇開発隊）において、新着任者の教育に使用する目的で作成されたもの。
- イーゼス資料は、平成14年8月頃、上記の3等海佐から第1術科学校（江田島。以下、「1術校」という。）所属の3等海佐に流出し、その後3名の手を経て、17年2月頃、上記の2等海曹まで流出。

(2) 第1術科学校関連

- 1術校の教務においては、イーゼスシステムに係る特別防衛秘密を用いることはされていなかったにもかかわらず、個々の教官の判断により、それを用いた教育を事実上実施。

- イーゼス資料その他教官が作成した教育用資料は、8つの教育課程を通じて、学生に流出。

(3) その他

上記以外にも、イーゼス資料については、プログラム業務隊所属の3等海佐が護衛艦「みょうこう」に持ち出して1等海尉に流出した事案、プログラム業務隊所属の3等海佐が自宅等に持ち出した事案及び1術校所属の教官が護衛艦「しまかぜ」に持ち出して1等海曹ほか3名に流出した事案が判明。

3 問題点

- 規則違反や秘密資料の安易な複製等、隊員の保全意識が欠如
- 秘密に係る教育の無許可での実施等、秘密保全態勢が不備
- 「抜本的対策」実施以前であり、PC等の管理態勢が不備
- 管理者及び保全責任者の指揮監督等が不十分

4 事案が与えた影響

- 特別防衛秘密の自衛隊外への流出は確認されなかったものの、イーゼスシステムに係る秘密情報が多数の隊員へ流出するなど外部流出のおそれも否定できない状況が存在していたことは、情報保全に係る極めて重大な問題。
- 海上自衛隊、ひいては防衛省全体としての情報保全態勢に対する国民の大きな不信を招くとともに、日米安全保障体制や関係国との関係にも影響を及ぼしかねないもの。隊員の士気にも多大な影響。

5 再発防止対策

かかる事態を深刻に受け止め、引き続き、平成18年4月の「抜本的対策」や本事案を受けて設置された防衛大臣を長とする「情報流出対策会議」のもとで講じられた対策等を徹底的に推進していくとともに、今後、官邸に設置された「防衛省改革会議」の議論を踏まえて講じられる対策も通じ、信頼回復に全力を尽くして行く。